

令和7年9月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かすみがうら市長 宮嶋 謙

市町村名 (市町村コード)	かすみがうら市 (82309)
地域名 (地域内農業集落名)	霞ヶ浦地区 (下大津、美並、牛渡、佐賀、安飾、志士庫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月10日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田は霞ヶ浦湖岸・一の瀬川・菱木川流域等に広がり、おおむね平坦で団地性もある。畠地は、樹園地と畠との混在が随所に見られる。

農業者の高齢化や農業後継者の不足などにより、担い手が不足すると、将来、遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や認定新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。

担い手の不足や遊休農地化への対応が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田は、水稻やレンコンの生産を中心とし、畠地は、栗や梨等の果樹とさつまいも等の露地野菜の生産を中心としていく。

多様な経営体を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。
企業参入等を視野に入れながら、農地を遊休農地化しないようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,280.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,280.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とし、集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会、農政担当課などの関係機関が連携し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、農協、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜運搬等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による被害を防止するため、自衛対策として電気柵、防鳥ネット等の被害防止柵の設置を推進する。
- ②環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、有機農業を促進していく。
- ③ICTやロボット技術を活用し作業の効率化や品質向上を目指すため、スマート農業を進めていく。
- ④水田として営農されている農地を高収益作物中心の営農へ転換することにより、農家の収益性を向上させ競争力のある農業経営を実現するため、水田の畠地化を進めていく。

4 その他

・地域計画の変更に係る手続きについて

地域計画の変更の内容に応じて、その変更に係る手続きを協議の場(座談会)における協議にかえて、書面やHP等簡易な方法をとることができるものとする。

※今般申出のあった農地における太陽光発電事業の実施については、HP上で協議の場を設け、意見聴取し、当該農地で耕作意向のある担い手からも地域計画からの除外について了承を得られたことから、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないとした。